

「三監の亂」説話の形成——清華簡『繫年』第三章より見る——

佐藤信弥

はじめに

このほど公表された清華簡（清華大學藏戰國竹簡）の『繫年』は、西周前期から戰國前期までの史事を記述した文献であり、計二三章からなる<sup>①</sup>。その第三章に「三監の亂」に關する記述が見える。

清華簡『繫年』第三章<sup>②</sup>

周武王既克虜（股）、乃執（設）三監于股。武王陟、商邑興反、殺三監而立冢（冢）子耿。成王屎（纂）伐商邑<sup>③</sup>、殺冢（冢）子耿、飛曆（廉）東逃于商盍（蓋）氏、成王伐商盍（蓋）、殺飛曆（廉）、西蹙（遷）商盍（蓋）之民于邾（朱）虛（圉）、以御奴虜之戎、是秦之先人、殲（世）作周后（后）<sup>④</sup>。周室即（既）寧（卑）、坪（平）王東蹙（遷）、止于成周、秦中（仲）女（焉）東居周地、以鞅（守）周之壘（墳）墓（墓）、秦以訃（始）大。

【周の武王既に股に克ち、乃ち三監を股に設く。武王陟するに、商邑興り反き、三監を殺して冢子耿を立つ。成王纂<sup>③</sup>きて商邑を伐ち、冢子耿を殺し、飛廉東のかた商蓋氏に逃る、成王商蓋を伐ち、飛廉

を殺す、西のかた商蓋の民を朱圉に遷して、以て奴虜の戎を御がしむ、是れ秦の先人たり、世よ周の后<sup>まもり</sup>と作る。周室既に卑<sup>ひく</sup>く、平王東遷し、成周に止まる、秦仲焉に東して周の地に居りて、以て周の墳墓を守る、秦以て始めて大いなり。】

この章では、「秦の先人」が周王朝に服屬する契機となった事件として「三監の亂」が取り上げられている。ここに登場する冢子耿は、西周金文の大保簋（後引）に見える冢子聖と同一人物である<sup>⑤</sup>と見られ、更に白川靜が指摘するように、冢子聖は傳世文獻に見える武庚祿父に相當する人物である<sup>⑥</sup>。ただ、ここに見える「三監の亂」の経緯は、傳世文獻に見えるそれとは大きく異なっている。比較のために一例として『史記』周本紀を引用する。

『史記』周本紀

封商紂子祿父股之餘民。武王爲股初定未集、乃使其弟管叔鮮・蔡叔度相祿父治股。……成王少、周初定天下、周公恐諸侯畔、周公乃攝行政當國。管叔・蔡叔群弟疑周公、與武庚作亂、畔周。周公奉成

王命、伐誅武庚・管叔、放蔡叔。

【商の紂が子祿父を殷の餘民に封ず。武王殷の初めて定まりて未だ集せざるが爲に、乃ち其の弟管叔鮮・蔡叔度を使はし祿父を掛けて殷を治めしむ。……成王少くして、周初めて天下を定めたり、周公、諸侯の畔かむことを恐れ、周公乃ち攝して政を行ひて國に當たる。管叔・蔡叔群弟、周公を疑ひ、武庚と亂を作こし、周を畔く。周公、成王の命を奉り、伐ちて武庚・管叔を誅し、蔡叔を放つ。】

この記述に見えるように、祿父とともに殷の統治に當っていた管叔・蔡叔（彼らが三監であるとされる。三監の構成員については後述）が、成王の攝政となった周公に疑念を抱き、祿父を奉じて周に對して反亂をおこし、周公によって征伐されたというのが、これまで「三監の亂」の経緯とされてきた。ところが『繫年』によると、反亂の主體は商邑の人々、すなわち殷の遺民であり、彼らが三監を殺して臯子耿を擁立した事になっており、また周公ではなく成王自身が反亂の鎮壓に當たっている。つまり三監は反亂をおこす側ではなくおこされる側となっているのである。これは吉本道雅が指摘するように、『繫年』第三章が傳世文獻における関連の記述とは異なる獨自の材料（すなわち現存していない文獻）を用いて書かれていることを示すものである。<sup>8)</sup> 本稿ではこの『繫年』と、『史記』周本紀などに見える「三監の亂」説話との差異をどのように理解すべきかを論じていくことにしたい。以下、まず第一節で西周期における三監など監の制について検討し、第二節で西周金文に見える「三監の亂」及び「三監の亂」説話の形成

について検討していく。

## 第一節 西周期の監

### (1) 三監の構成員

そもそも「三監」の語自體はそれほど古く遡るものではなく、戰國中・晩期の書と見られる清華簡『繫年』第三章が現在のところ最古の用例である。<sup>9)</sup> そして漢代以後の『尚書大傳』及び『尚書』大誥の序がそれに次ぐ。<sup>10)</sup>

『尚書大傳』卷四<sup>11)</sup>

然後祿父及三監叛也、周公以成王之命殺祿父、遂踐奄。

【然る後に祿父及び三監の叛くや、周公、成王の命を以て祿父を殺し、遂に奄を踐す。】

『尚書』大誥・序

武王崩、三監及淮夷叛。周公相成王、將黜殷。作大誥。

【武王崩ずるに、三監及び淮夷叛く。周公、成王を相け、將に殷を黜けんとす。大誥を作る。】

三監の構成員については『清華簡(貳)』第三章、注二が簡潔にまとめてある。それによると、『逸周書』作雒は管叔・蔡叔・霍叔を監としており、(ただしここでは「三監」の語は用いられていない。『毛詩正義』などに引く鄭玄『毛詩譜』邶鄘衛譜は同様に管叔・蔡叔・霍叔を三監とするが、『漢書』地理志下では三監を武庚(祿父)・管叔・

蔡叔を三監とする。また、前引の『尚書大傳』では、祿父は三監に含まれていない。<sup>12)</sup>

『逸周書』作雒

武王克殷、乃立王子祿父、俾守商祀。建管叔于東、建蔡叔・霍叔于殷、俾監殷臣。

【武王、殷に克ち、乃ち王子祿父を立て、商の祀を守らしむ。管叔を東に建て、蔡叔・霍叔を殷に建て、殷の臣を監せしむ。】

『毛詩譜』邶鄘衛譜

周武王伐紂以其京師封紂子武庚爲殷後。庶殷頑民、被紂化日久、未可以建諸侯、乃三分其地、置三監、管叔・蔡叔・霍叔使尹而監教之。自紂城而北謂之邶、南謂之鄘、東謂之衛。

【周の武王、紂を伐ちて其の京師を以て紂の子武庚を封じて殷の後と爲す。庶殷頑民、紂に化せらるること日久しく、未だ以て諸侯を建つべからず、乃ち其の地を三分し、三監を置き、管叔・蔡叔・霍叔、尹めて之を監教せしめらる。紂の城自りして北は之を邶と謂ひ、南は之を鄘と謂ひ、東は之を衛と謂ふ。】

『漢書』地理志下

河内本殷之舊都、周既滅殷、分其畿内爲三國、詩風邶・庸・衛國是也。邶、以封紂子武庚、庸、管叔尹之、衛、蔡叔尹之。以監殷民、謂之三監。

【河内は本と殷の舊都なり、周既に殷を滅し、其の畿内を分かちて三國と爲す、詩風の邶・庸・衛國は是れなり。邶は、以て紂の子武

庚を封ず、庸は、管叔、之を尹む、衛は、蔡叔、之を尹む。以て殷の民を監す、之を三監と謂ふ。】

これをまとめると、三監の構成員は武庚祿父・管叔・蔡叔とする説（これを武庚説と稱する）と、管叔・蔡叔・霍叔とする説（これを三叔説と稱する）とに分かれる。どちらが正しいのかについては歴來論争があるが、近人では、たとえば顧頡剛や劉起釞らは武庚説を採り、楊寛や王玉哲らは三叔説を採り、武庚祿父が管叔らとともに元の殷地や殷の遺民を監視する側となっていたのか、あるいは武庚祿父自身が監視の對象となっていたのかが論點となっている。このうち顧頡剛が、『漢書』古今人表で武庚祿父・管叔・蔡叔が「下下」とされているのに、霍叔が「中上」とされているのが、三叔説の後代性を示すものとしているのは視點として面白い。<sup>15)</sup>

また『繫年』では、武庚祿父に相當する象子耿は三監には含まれていない。このことを踏まえつつ李學勤は三叔説が正しいようであると<sup>16)</sup>するが、路懿函は武庚説も三叔説も採らず、三監は象子聖（武庚）ら殷の遺民を監督する武官であったとする。<sup>17)</sup>

しかし傳世文獻の關連の記述を参照すると、そもそも殷地に置かれた監は果たして三人であったのかという疑問が生じる。

『逸周書』大匡<sup>18)</sup>

惟十有三祀、王在管、管叔自作殷之監。

【惟れ十有三祀、王、管に在り、管叔自ら殷の監と作る。……】

『孟子』公孫丑下

（陳賈）曰、「周公使管叔監殷、管叔以殷畔。……」

【曰はく、「周公、管叔をして殷を監せしむるに、管叔、殷を以て畔く……」と。】

『今本竹書紀年』（この書の史料としての性質については後述<sup>19</sup>）

（武王十二年）命監殷。遂狩于管。

【殷を監するを命ず。遂に管に狩す。】

上に引く『逸周書』大匡と『孟子』公孫丑下では、管叔のみを殷の監とし、監の人数を明示しない。『今本竹書紀年』は監を命じられた人物も人数も明示しないが、あるいは同様に管叔のみを任命したということを示しているのかもしれない。これらの史料は、殷の監が三人であったという傳承のほかに、管叔のみが殷の監となったという傳承も存在したことを示すものではないかと考えられる。

更に杜勇は、三監の稱は周代の文獻には見られず、漢儒による歴史概念であり、その定義は曖昧であったとする<sup>20</sup>。その後東周期の文獻である『繫年』が発見されたわけであるが、三監を歴史概念とする見方はなお有効である。つまり周初に實際に殷の監が三人存在したから三監の稱ができたのではなく、まず西周期以後のある時点で三監の稱ができ、そこから三監の構成員は誰かという議論が生じたのではないかと思われる。『繫年』第三章で三監の構成員を明示していないのは、その證左となり得る。この場合、三監は構成員について諸説のある五霸や三皇・五帝などと同種の稱であったということになる。

## （2）金文に見える監

實のところ周初に殷の故地に三監のような監が置かれたか否かは、少なくとも金文などの同時代史料からは明らかにできない。しかし官職としての監は甲骨文・金文に見られる。甲骨文的監については路懿菡が簡単に分析しており、殷王によって諸侯の封國や方國內に置かれ、諸侯の監督・監察を行う武官であり、周初の三監もこれに類する<sup>21</sup>。

金文の用例について見ると、仲幾父簋では「諸侯」と竝んで「諸監」が現れ、西周期には各地に監が置かれていたことがわかる。

仲幾父簋 集成 3324 西周晚期<sup>22</sup>

中（仲）幾父事（使）幾事（使）于者（諸）侯・者（諸）監。……

【仲幾父、幾をして諸侯・諸監に使ひせしむ。……】

このほか、應監鬲（集成 833 西周早期）及び應監鬲（吳鎮烽 3329 西周晚期）に「應監」、甯監父己鼎（集成 2367 西周中期）に「甯監」、叔趙父冢（集成 11719 西周中晚期）に「榮監」、尙監鼎（新收 1149 西周早期）に「尙監」、鄂監簋（吳鎮烽 4441 西周早期）に「鄂監」がそれぞれ見える。

これら西周期の監については、一般的には中央から諸侯の封國へと派遣され、諸侯を監督・監察する役割を擔ったとされる<sup>23</sup>。たとえば集成 833 の應監鬲の場合、應監とは周王朝が應國へと派遣した監ということになる<sup>24</sup>。これに對して任倬は、西周期の監は、中央から地方

へと監察官を派遣する後代の監察制度とは異なり、國を以て國を監する（たとえば管叔・蔡叔らが殷の故地の周邊に封建され、武庚祿父の國を監督する）方式であったとするが、これを承けて徐銘は、實際には國を以て國を監する方式だけではなく、周王朝が任命した諸侯の卿、すなわち命卿などが監督役となる方式と併用されたとする<sup>(27)</sup>。また杜勇は、金文の監は監察官ではなく、諸侯を代理して國を治める者を指すとする<sup>(28)</sup>。これらの研究はほとんど監を監國（諸侯の監察役あるいは諸侯の代理）と見なしている。『周禮』天官・大宰と『禮記』王制の記述もそれを裏付けるようである。

『周禮』天官・大宰

乃施典于邦國而建其牧、立其監。

【乃典を邦國に施して其の牧を建て、其の監を立つ。】

『禮記』王制

天子使其大夫爲三監、監於方伯之國、國三人。……天子之大夫爲

三監、監於諸侯之國者、其祿視諸侯之卿、其爵視次國之君、其祿取之於方伯之地。

【天子、其の大夫をして三監と爲し、方伯の國を監せしむ、國に三人。

……天子の大夫、三監と爲り、諸侯の國に監する者は、其の祿は諸侯の卿に視し、其の爵は次國の君に視し、其の祿は之を方伯の地に取る。】

この二つの記述によると、諸侯などが治める國ごとに監が置かれる

ことになっている。しかし金文の用例を仔細に検討すると、この見方に疑問が生じる<sup>(29)</sup>。金文の監字には以下のように動詞としての用例も存在する。

善鼎 集成 2820 西周中期

……王曰、「善、昔先王既令（命）女（汝）左疋（胥）臯侯。今餘唯肇鬻（申）先王令（命）、令（命）女（汝）左疋（胥）臯侯、監爨（鬻）自（師）戍。易（賜）女（汝）乃且（祖）旂。用事。」……

【……王曰はく、「善、昔先王既に汝に命じて臯侯を左胥せしむ。今餘唯れ先王の命を肇申し、汝に命じて臯侯を左胥して、鬻師の戍を監せしむ。汝に乃の祖の旂を賜ふ。用て事へよ」と。……】

頌鼎／簋／壺 集成 2827～2829／4332～4339／9731～9732 西

周晚期／西周Ⅲ B

……王曰、「頌、令（命）女（汝）官嗣（司）成周賁（貯）廿家、監嗣（司）新造（造）賁（貯）、用宮御。……

【……王曰はく、「頌、汝に命じて成周の貯廿家を官司し、新造の貯を監司せしむ、宮御に用ひよ。……】

このうち善鼎は、善が王より臯侯を補佐して鬻地の軍の防衛を監察することを命じられたことを記述しているが、これを鬻地の軍の防衛の監察のみならず、臯侯の監視をも含めたものとし、監國の一種として見る論者が多い<sup>(30)</sup>。これについては臯侯の監であったかは疑問であ

るが、鬲監に類する職事と見ることはできる。頌鼎／簋／壺の例は、周王より頌が成周の貯（この字については他に商賈の「賈」と釋す説があるが、ここではひとまず「貯」と釋し、屯倉を指すとす説を採っておく）を管理し、更に新たに建造された貯の監察を命じられたことを記述していると見られる。諸侯やその封國に關わるものではないが、この「新造の貯を監司す」の例も同じく監と見てよいのではないかと思われる。

この二例から、動詞としての「監」が官職としての「監」の前提となったことが窺われる。これは動詞としての「嗣(司)」が「嗣(司)土(徒)」「嗣(司)馬」「嗣(司)工(空)」など官名としての「嗣(司)」の前提になったのと同じ關係であると位置づけられよう。そうであるならば、監は必ずしもすべての諸侯やその封國に對して常設されたわけではなく、善鼎・頌鼎／簋／壺のように隨時必要に應じて派遣されたのではないかと考えられる。假に周初に殷の故地に監が置かれたとすれば、當地の行政・軍事全般の監視・監察を永續的に任されたわけではなく、やはり職務や期間が限定されていた可能性があろう。<sup>33)</sup>

## 第二節 泉子聖の亂から「三監の亂」へ

### (1) 金文に見える泉子聖の亂と踐奄の役

ここでは「三監の亂」の實相がどのようなものであったのかを見ていくことにしたい。『史記』周本紀など傳世文獻による従來の「三監の亂」に對する理解は、本稿冒頭で確認したように、殷地の統治に當っていた管叔らが、成王の即位後に周公がその攝政となったことに

疑念を抱き、紂王の子の武庚祿父を奉じて反亂をおこし、周公よって征伐されたというものである。また『繫年』第三章では、商邑の人々が三監を殺害して泉子耿を擁立し、成王がこれを征伐したということになっているのも、やはり前文で確認した通りである。

同時代史料である西周金文より「三監の亂」に關連すると見られるものを挙げると、以下の通りとなる。このうち小臣單解に見える「克商」は、あるいは武王克商すなわち牧野の戦いで勝利を指している可能性もあるが、一應例に含めておく。

大保簋 集成 4140 西周早期／西周 I A

王伐泉子耶(聖)。獻(嗟)<sup>34)</sup>、卒(厥)反、王降征令(命)于大保。大保克苟(敬)亡遣(譴)、王辰(永)大保。易(賜)余土。……

【王、泉子聖を伐つ。嗟、厥の反くに、王、征命を大保に降す。大保克く敬みて譴亡し。王、大保を永ならしめ、余の土を賜ふ。……】

泮司徒送簋 集成 4059 西周早期／西周 I A

王來伐商邑、征(誕)令(命)康侯卣(鄙)玆(于)衛、泮(沫)嗣(司)土(徒)送眾卣(鄙)。……

【王、來たりて商邑を伐つ、誕に康侯に命じて衛に鄙せしむるに、沫の司徒の送眾に鄙す。……】

脚盤 吳鎮烽 1432 西周早期前段

周公來伐商。滅室卿、易(賜)金。……  
 【周公、來たりて商を伐つ。卿を滅室し、金を賜ふ。……】

小臣單解 集成 6512 西周早期／西周 I A

王後叔(返) 克商、才(在) 成自(師)、周公易(賜) 小臣單貝十朋。……

【王後しりぞ返りて商に克ち、成師に在り、周公、小臣單に貝十朋を賜ふ。……】

何簋 『文物』二〇〇九—二 西周早期<sup>35)</sup>

佳(唯) 八月、公陝(夷) 殷年、公易(賜) 矧(何) 貝十朋、乃令(命) 矧(何) 鬲(司) 三族、爲矧室。……

【唯れ八月、公、殷を夷ぐるの年、公、何に貝十朋を賜ひ、乃ち何に命じて三族を司り、何の室と爲さしむ。……】

白川靜は、大保簋に見える「冢子聖」が傳世文獻における武庚祿父に相當するとし、『清華簡(貳)』などはこれを肯定する<sup>36)</sup>。また、王子聖觚(集成 7296 西周早期)・王子聖觥(集成 9282 西周早期)に見える「王子聖」は冢子聖と同一人物であると考えられる<sup>37)</sup>。ただ、王子聖觚では「王子耶(聖) 乍(作) 父丁彝。」【王子聖、父丁の彝を作る。】とあり、武庚祿父を紂王すなわち帝辛の子であるとすると傳世文獻の記述と合致しない。路懿函はこの父丁が帝辛の兄弟と解して傳世文獻との調整をはかる<sup>38)</sup>。王輝はこれに加えて聖簋(あるいは遷簋。集成 3975 殷)も同一人物の作器とし、この銘の末尾に「用乍(作) 大(太) 子丁」【用て太子丁を作る】とある「太子丁」が、王子聖觚の「父丁」に相當するとし、世系が合わないことにより、冢子聖が殷王の宗族であることは認めつつも、傳世文獻の武庚と同一人物と見て

よいかどうかについては慎重な態度を採っている<sup>39)</sup>。冢子聖あるいは冢子耿が「三監の亂」説話における武庚祿父のモデルであるとしても、實在した冢子聖と説話の中の武庚祿父との間には幾分斷層が存在するようである。

大保簋によると、この冢子聖を征伐したのは、王(おそらくは成王)あるいは大保すなわち召公である。王が主將で大保がその部將であったということなのであるが、濬司徒送簋でも冒頭に王が商邑を伐つたとあり、同様に冢子聖や商邑征伐の主將は王であったことを示唆している。卿盤・小臣單解によると周公も商邑の征伐に關わつてはいるようであるが、彭裕商が指摘するように、あくまで一部將として王を輔弼する立場であったと考えられる<sup>40)</sup>。何簋に見える殷を平定した「公」というのが何者であるのかはわからない。周公の可能性もあるが、召公やその他の人物の可能性もある。また、白川靜が指摘しているように、管叔・蔡叔らが冢子聖を奉じたのか、そもそも彼らが反亂に關與していたのか否かは、これらの銘文からはわからない<sup>41)</sup>。

『繫年』第三章では、冢子耿や商邑の征伐の後、商蓋の征伐すなわち踐奄の役が行われる。本稿では引用していないが、『史記』周本紀など傳世文獻の記述も同様である。踐奄の役に關係すると見られる金文は以下に引く禽簋のほか、岡劫卣(集成 5388 西周早期)・聖劫尊(集成 5677 西周早期／西周 I A) などがあり、それぞれ王による「筮」の征伐を記述する。

禽簋 集成 4041 西周早期／西周 I B

王伐桀（蓋）侯、周公某（謀）、禽祝（祝）<sup>(42)</sup>。禽又（有）啟（振）祝（祝）、王易（賜）金百疇（鈔）。……

【王、蓋侯を伐つ、周公謀り、禽祝す。禽に振祝有り、王、金百鈔を賜ふ。……】

これらの銘文に見える「桀」字は、「蓋」と釋讀され、傳世文獻の「蓋」あるいは「奄」字に當たるとされている<sup>(43)</sup>。ただし、これらの銘文からは象子耿や商邑の征伐と踐奄の役とに關連性があるのかどうかはわからない。兩者に關連がない可能性もあろう。實のところ『史記』周本紀も「三監の亂」と踐奄の役とを特に關連づけてはおらず、別個の事件と見ているようである<sup>(44)</sup>。

以上をまとめると、「三監の亂」に關連する西周金文と傳世文獻との記述を比較した場合、象子聖の名號・世系や、その征伐の主將及び關與した人物がそれぞれ異なっているということになる。一方で『繫年』第三章の記述は、管叔・蔡叔らの動向に言及せず、王が征伐の主將となっている點などで、金文より窺われる狀況と符合する。少なくとも、金文と『繫年』第三章の記述からは、たとえば楊寬の言うような、「三監の亂」の首謀者は管叔・蔡叔であり、王位爭奪戰爭の性質を具えていた<sup>(45)</sup>とは、まったく讀み取れない。これら出土文字資料の記述に則した場合、反亂の呼稱も「三監の亂」ではなく、象子聖の亂あるいは商邑の亂と呼ぶ方がふさわしいということになろう。ただし踐奄の役を商邑の亂と一連の事件としている點は、金文や『史記』周本紀と符合しない。

## (2) 金滕との關係

白川靜は、管叔らが「三監の亂」に關わったという話は周公説話の展開に伴って生まれたものではないかとするが<sup>(46)</sup>、この様相をもう少し具體的に検討していくことにしたい。これにはおそらく『尚書』金滕に見える周公と管叔らの不和を示す記述が關係していると思われる。現行の偽孔傳本の『尚書』金滕の内容は、以下のようにまとめられる。すなわち、①武王が病となり、周公がその治癒を願って祈禱を行い、その冊書を金滕の匱に納める、②その後武王が亡くなり、周公が成王の攝政となるが、管叔らの讒言により難を受ける、③秋の收穫を前に穀物が倒れ臥すなどの異變がおこると、成王が金滕の書を読み、周公の忠誠を知って悔恨する、の三つの部分から成る。「三監の亂」に關係する記述が見えるのはこのうち②の部分である。これを以下に引用する。

### 『尚書』金滕

武王既喪、管叔及其群弟乃流言於國曰、「公將不利於孺子。」周公乃告二公曰、「我之弗辟、我無以告我先王。」周公居東二年、則罪人斯得。于後、公乃爲詩以貽王、名之曰鷓鴣。王亦未敢誚公。

【武王既に喪し、管叔及び其の群弟乃ち國に流言して曰はく、「公將に孺子に利あらざらんとす」と。周公乃ち二公に告げて曰はく、「我の辟けざれば、我以て我が先王に告ぐる無からん」と。周公、東に居ること二年、則ち罪人斯に得たり。後に、公乃ち詩を爲りて以て王に貽り、之を名づけて鷓鴣と曰ふ。王も亦た未だ敢へて公を誚



めず。】

この部分の文中で特に周公が管叔らから讒言された後の「居東」の解釋に岐異が存在する。ひとつは東征説であり、周公が東征して武庚・管叔ら及び奄を討つたことを指すとするものである。第一節(1)に引いた『尚書大傳』及び以下に引く『尚書』僞孔傳・『尚書』王肅注、そして引用は省略するが、『尚書正義』・『史記』周本紀及び魯世家などがこの立場を採る。

『尚書』金縢・僞孔傳

周公既告二公、遂東征之、二年之中、罪人此得。

【周公既に二公に告げ、遂に之を東征す、二年の中、罪人此に得たり。】

『尚書』王肅注(『尚書』金縢の正義に引く)

東、洛邑也。管蔡與商奄共叛、故東征鎮撫之。案驗其事、二年之間、罪人皆得。

【東、洛邑なり。管蔡、商奄と共に叛く、故に東征して之を鎮撫す。

其の事を案驗し、二年の間、罪人皆得たり。】

もうひとつは避居説であり、周公が洛邑あるいは東方に難を避けたことを指すとするものである。この立場を採るのは、馬融や鄭玄である。

『經典釋文』(『尚書』金縢の正義に引く)

辟、扶亦反、治也。……馬・鄭音避、謂避居東都。

【辟、扶亦の反し、治なり。……馬・鄭は音避、東都に避居すと謂ふ。】

『尚書』鄭玄注(『詩經』幽風・七月の正義に引く<sup>(48)</sup>)

居東者、出處東國待罪、以須君之察己。

【居東なる者は、出でて東國に處りて罪を待ち、以て君の己を察するを須つ。】

ただしこの場合も東征そのものを否定するわけではなく、東征はその後に行われたとする。たとえば鄭玄は『詩經』幽風・東山の鄭箋において「成王既得金縢之書、親迎周公。周公歸、攝政。三監及淮夷叛、周公乃東伐之、三年而後歸耳。」【成王既に金縢の書を得、親ら周公を迎ふ。周公歸り、攝政たり。三監及び淮夷の叛くに、周公乃ち之を東伐し、三年して後に歸るのみ。】とコメントしている。

これらに加えて更に奔楚説がある。これは周公が南方の楚に難を避けたとするもので、『史記』魯周公世家及び蒙恬傳にそれを示す記述が見られ、また『論衡』感類に古文学家説としてこの説を紹介する。以下に魯周公世家と『論衡』感類を引用しておく。

『史記』魯周公世家

及成王用事、人或譖周公、周公奔楚。成王發符、見周公禱書、乃泣、反周公。

【成王の事を用ふるに及び、人或いは周公を譖る、周公、楚に奔る。成王、符を發き、周公の禱の書を見て、乃ち泣き、周公を反す。】

『論衡』感類

古文家以武王崩、周公居攝、管・蔡流言、王意狐疑周公、周公奔楚、故天雷雨、以悟成王。

【古文家以へらく武王崩じ、周公攝に居るに、管・蔡流言し、王意ひて周公を狐疑し、周公楚に奔る、故に天雷雨して、以て成王に悟らしむ。】

奔楚説に關して、開島潤一は、『論衡』感類の古文家説を東征説と避居説との折衷をはかるものとして評價する。<sup>(49)</sup>しかし顧頡剛・劉起釵は、「楚」字を「幽」すなわち「邠」字の古文の誤りとし、<sup>(50)</sup>周公が難を避けたのは楚ではなく別地であるとす。いづれにせよ、奔楚説は避居説あるいは東征説から二次的に派生したものであることになる。

なお、金滕については戰國期に遡る版として近年清華簡『周武王有疾周公所自以代之志』が發見された。<sup>(51)</sup>これにより「居東」の問題が決着することが期待されたが、今なお東征説と避居説が並立している状況である。『周武王有疾周公所自以代之志』によって東征説を採るものに、劉國忠・黃懷信・杜勇などがあり、<sup>(52)</sup>避居説を採るものに、金城未來・楊振紅・彭裕商などがある。<sup>(53)</sup>

この兩説のいづれが正しいかは決定が困難であり、雙方に成立の餘地があるが、現行本『尚書』金滕あるいは清華簡『周武王有疾周公所自以代之志』の文脈のみによって判断すれば、避居説の方が妥当なものではないかと思われる。<sup>(54)</sup>無論「三監の亂」の際の誥命を記したとされる現行の『尚書』大誥などとの關連を考えると、東征説の方が妥当であるようにも見える。<sup>(55)</sup>しかし余嘉錫は『古書通例』の卷三論編

次「古書單篇別行之例」などで、古書の多くは元來單篇あるいは數篇で通行していたものが後人によって總集としてまとめられたものであり、『尚書』の諸篇もそれに該當すると指摘している。<sup>(56)</sup>そして清華簡の發見により、實際に後に『尚書』としてまとめられる諸篇が、戰國期において現行本の『尚書』とは異なった形で通行していたことが示された。<sup>(57)</sup>これらのことを踏まえると、金滕單獨でその内容を判断しても差し支えはない。

いづれにせよ、金滕からは武王死後の周公と管叔らとの不和、そして周公あるいは管叔らと東方との關わりが讀み取れるが、兩者の不和と武庚祿父の反亂との關係についてはまったく觸れられていない。

金滕の成立時期については、主要な部分が西周初年に成ったとする顧頡剛・劉起釵から、<sup>(58)</sup>戰國初期の成立とする松本雅明まで、<sup>(59)</sup>諸説存在する。しかしその文辭に着目すると、屈萬里的「本篇文辭平易、不類西周時作品。殆春秋或戰國時人述古之作也。」<sup>(60)</sup>【本篇は文辭平易にして、西周時の作品に類せず。殆ど春秋或いは戰國時の人の述古の作なり。】という意見が妥当なのではないかと思われる。

### (3) 「三監の亂」説話と金滕の融合

それでは、周公に疑念を抱いた管叔らが武庚祿父を擁立し、「三監の亂」をおこしたとする説話はどのようにして生じたのか。本項では關連する傳世文獻の記述を挙げてこのことを確認していきたい。

まず、周公と管叔らとの不和や管叔らの悪行、あるいはそれを踏まえて周公が管叔らを處刑・處罰したことを示す記述には、以下のもの

がある。

『左傳』僖公二十四年

昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚以蕃屏周。

【昔周公、二叔の咸おほじからざるを弔む、故に親戚を封建して以て周に蕃屏たらしむ。】

『左傳』襄公二十一年

鯀殛而禹興、伊尹放太甲而相之、卒無怨色。管・蔡爲戮、周公右王。

【鯀殛せらるるも禹興り、伊尹、太甲を放つも之を相とし、卒に怨色無し。管・蔡戮を爲すも、周公、王を右く。】

『國語』楚語上

故堯有丹朱、舜有商均、啓有五觀、湯有太甲、文王有管・蔡。

【故に堯に丹朱有り、舜に商均有り、啓に五觀有り、湯に太甲有り、文王に管・蔡有り。】

『墨子』耕柱

古者周公且非關叔、辭三公東處於商蓋、人皆謂之狂。

【古者周公且、關叔に非られ、三公を辭して東のかた商蓋に處る、人皆之を狂と謂ふ。】

『商君書』賞刑

昔者周公且殺管叔、流霍叔、曰、「犯禁者也」。

【昔者周公且、管叔を殺し、霍叔を流して、曰はく、「禁を犯せし者なればなり」と。】

『莊子』盜跖

滿苟得曰、「……王季爲適、周公殺兄、長幼有序乎。……」

【滿苟得曰はく、「……王季、適と爲り、周公、兄を殺す、長幼に序有らんか。……」】

このうち特に周公が關叔（すなわち管叔<sup>㊦</sup>）の讒言を承け、東方の商蓋の地に逃れたことを記す『墨子』耕柱は、金縢の避居説との關係が想起される。また周公と管叔の兄弟順については、先秦の傳世文獻においてそれを明確に示した記述は見られないが、『莊子』盜跖の記述は管叔の方が兄であると考えられていたことを暗示するものである。

管叔らが武庚祿父・殷の遺民や東夷とともに「三監の亂」をおこしたことを記すものには、第一節（1）に引用した『孟子』公孫丑下及び以下の記述がある。

『逸周書』作雒（第一節（1）に引用した部分の續き）

武王既歸、乃歲十二月崩鎬、殲于岐周。周公立、相天子、三叔及殷東徐奄及熊盈以略。周公・召公内弔父兄、外撫諸侯。九年六月、葬武王於畢。二年、又作師旅、臨衛政殷、殷大震潰。降辟三叔、王子祿父北奔、管叔經而卒、乃囚蔡叔于郭凌。

【武王既に歸り、乃の歲十二月鎬に崩じ、岐周に殲す。周公立ちて、天子を相くるに、三叔及び殷東の徐奄及び熊盈以て略す。周公・召公内に父兄を弔し、外に諸侯を撫す。九年六月、武王を畢に葬る。二年、又た師旅を作こし、衛に臨みて殷を政し、殷大いに震潰す。

三叔を降辟し、王子祿父北奔す、管叔經して卒し、乃ち蔡叔を郭凌に囚らふ。】

『左傳』定公四年

管・蔡啓商、巷閒王室、王於是乎殺管叔而蔡蔡叔、以車七乘・徒七十人。……

【管・蔡、商を啓して、王室を巷閒す、王、是に於いてか管叔を殺して蔡叔を蔡はなつに、車七乘・徒七十人を以てす。……】

『荀子』儒效

武王崩、成王幼、周公屏成王而及武王、以屬天下、惡天下之倍周也。履天子之籍、聽天下之斷、偃然如固有之、而天下不稱貪焉。殺管叔、虛殷國、而天下不稱戾焉。

【武王崩ずるに、成王幼し、周公、成王を屏けて武王を及ぎ、以て天下を屬せしむるは、天下の周に倍くを惡めばなり。天子の籍を履み、天下の斷を聽き、偃然として之を固有するが如きも、而るに天下は貪と稱せず。管叔を殺し、殷國を虚とするも、天下は戾と稱せず。】

『呂氏春秋』先識覽・察微略

故智士賢者相與積心愁慮以求之、猶尚有管叔・蔡叔之事與東夷八國不聽之謀。

【故に智士賢者相ひ與に積心愁慮して以て之を求むること、猶ほ尚ほ管叔・蔡叔の事ふるに東夷八國と與に聽かざるの謀有り。】

『荀子』儒效には周公稱王に關わる記述が見られるが、本稿ではこ

の問題に立ち入らない。

周公と商蓋（奄）との關わりを示す記述には、前引の『墨子』耕柱のほか、以下の二つが挙げられる。

『孟子』滕文公下

及紂之身、天下又大亂。周公相武王、誅紂伐奄、三年討其君、驅飛廉於海隅而戮之。

【紂の身に及び、天下又大いに亂る。周公、武王を相け、紂を誅して奄を伐ち、三年にして其の君を討ち、飛廉を海隅に驅りて之を戮す。】

『韓非子』説林上

周公旦已勝殷、將攻商蓋、辛公甲曰、「大難攻、小易服、不如服衆小以劫大。」乃攻九夷而商蓋服矣。

【周公旦已に殷に勝ち、將に商蓋を攻めんとするに、辛公甲曰はく、「大なるは攻め難く、小なるは服し易し、衆小を服して以て大なるを劫かすに如かず」と。乃ち九夷を攻めて商蓋服するなり。】

この二つは周公による踐奄の役に關する記述であるが、『孟子』滕文公下では紂王の征伐、すなわち武王克殷の後に續けて奄の征伐が行われたとあり、その間に位置するはずの武王の死・成王の即位や「三監の亂」については觸れられておらず、「三監の亂」と踐奄の役との關連づけがなされていない。これを踏まえると、『韓非子』説林上の「周公旦已に殷に勝」つも、「三監の亂」の鎮壓ではなく紂王の征伐を指

しているのではないかと疑われる。

また、『詩經』幽風・破斧には具體的な國名などは見られないものの、『周公東征、四國是皇』【周公東征し、四國を是れ皇す】といった句が各章に見られ、武庚祿父や管叔らの反亂及び踐奄の役の話を踏まえて作られたか、あるいは逆にこの詩が踐奄の役などの話の成立に寄與したか、何らかの關係を有していると考えられる。この詩の「四國」については、毛傳は「管・蔡・商・奄也」と解するが、そうではなく東・西・南・北の四方のことであろう。これに關連する記述を挙げると、『荀子』王制には、周公が四方への遠征を迫られたとある。

『荀子』王制

故周公南征而北國怨、曰、「何獨不來也。」東征而西國怨、曰、「何獨後我也。」

【故に周公南征すれば而ち北國怨みて、曰はく、「何ぞ獨り來たらざるや」と。東征すれば而ち西國怨みて、曰く、「何ぞ獨り我を後にするや」と。】

これは周公が南征をすれば北方の人々からなぜ北征をしないのかと怨まれ、東征をすればなぜ西征を後回しにするのかと怨まれたという内容の文辭である。このうち「東征」は當然武庚祿父・管叔らの反亂及び踐奄の役を指していると思われる。もうひとつの「南征」の對象としてこの話の中で想定されていたのは、おそらく楚である。これは戦國期には周公が南征を行ったという傳承が成立していたことを示す

ものであり、前項で取り上げた『尚書』金縢の奔楚説のもとになった可能性がある。<sup>(82)</sup>

ここに挙げたのは多くが先秦の文獻と見られるもの、あるいはその可能性があるものである。これらの記述により、おおよそ秦による統一の前後には、管叔らが殷の監に任じられ、周公と不和となり、武庚祿父や殷の遺民などを煽動して反亂をおこし、周公によって征伐されたという「三監の亂」説話が、おそらくは金縢の影響も受けつつ個別・段階的に形成されていったことが読み取れる。<sup>(83)</sup>

以下に引く『尚書大傳』により、秦漢の際には金縢を「三監の亂」と結びつける読み方が定着しつつあったことがわかる。

『尚書大傳』卷四（第一節（1））に引用した部分を含む<sup>(84)</sup>

武王殺紂、「立武庚」而繼公子祿父、使管叔・蔡叔監祿父。武王死、成王幼、周公盛養成王、使召公奭爲傅、周公身居位、聽天下爲政。管叔「・蔡叔」疑周公、流言于國、曰、「公將不利于王。」奄君薄姑謂祿父曰、「武王既死矣、今王尚幼矣、周公見疑矣。此世之將亂也。請舉事。」然後祿父及三監叛也、周公以成王之命殺祿父、遂踐奄。踐之云者、謂殺其身執其家滯其官。成王幼在襁褓。

【武王、紂を殺し、「武庚を立てて」公子祿父をして繼がしめ、管叔・蔡叔をして祿父を監せしむ。武王死し、成王幼く、周公、成王を盛養し、召公奭をして傅爲らしめ、周公身ら位に居り、天下に聽して政を爲す。管叔「・蔡叔」、周公を疑ひ、國に流言して、曰はく、「公將に王に利あらざらんとす」と。奄君薄姑、祿父に謂ひて曰はく、「武

王既に死し、今王尚ほ幼く、周公疑はる。此れ世の將に亂れんとするなり。請ふらくは事を擧げんことを」と。然る後祿父及び三監叛し、周公、成王の命を以て祿父を殺し、遂に奄を踐す。之を踐すと云ふ者は、其の身を殺し其の家を執らへ其の官を瀦するを謂ふ。成王幼くして襁褓に在り。】

金藤の文章そのものからは、周公・管叔らの不和と「三監の亂」との関係は読み取れないことは、前項において指摘した通りである。また、『尚書大傳』では「三監の亂」と踐奄の役とが一連の事件として扱われている點も注目される。

そして本稿冒頭に引いた『史記』周本紀により、前漢の武帝期までには「三監の亂」説話がひとつのまとまりとなつて完成・定着していたことがわかる。<sup>(65)</sup>

### 附論 『今本竹書紀年』に見える關連の記述について —むすびにかえて—

本稿では、西周金文や清華簡『繫年』といった出土文字資料と、傳世文獻における「三監の亂」に關する記述を比較し、象子聖の亂あるいは商邑の亂と呼ぶべき反亂が、『史記』周本紀などに見られる「三監の亂」説話へと變容・整理されていく過程を論じた。その變容の過程で大きな影響を與えたのが金藤であった。そして『繫年』第三章に關しては、西周金文及び傳世文獻の關連の記述と比較すると、歴史的事實としての象子聖の亂（あるいは商邑の亂）が、説話としての「三

監の亂」へと變容する直前の段階のものと評價できる。

最後に、『今本竹書紀年』に見える關連の記述について確認しておきたい。まず第一節（1）で引用した「命監殷。遂狩于管」について、王國維『今本竹書紀年疏證』は、同じく第一節（1）で引用した『逸周書』作雒の「武王克殷、乃立王子祿父、俾守商祀。建管叔于東、建蔡叔・霍叔于殷、俾監殷臣」や大匡・文政の「惟十有三祀、王在管」を踏まえて偽作された記述と見る。<sup>(66)</sup>しかしここでは殷の監の構成員や人數を明確にしておらず、本當にこれらの文獻、特に『逸周書』作雒を踏まえたものか疑問が生じる。

（成王元年）武庚以殷叛。周文公出居于東。二年、奄人・徐人及淮夷入于邶以叛。秋、大雷電以風、王逆周文公于郊。遂伐殷。三年、王師滅殷、殺武庚祿父。遷殷民于衛。遂伐奄。滅蒲始。

【武庚、殷を以て叛く。周文公出でて東に居る。二年、奄人・徐人及び淮夷、邶に入りて以て叛く。秋、大いに雷電して以て風ふく、王、周文公を郊に逆ふ。遂に殷を伐つ。三年、王の師、殷を滅ぼし、武庚祿父を殺す。殷の民を衛に遷す。遂に奄を伐つ。蒲始を滅ぼす。】

そしてこの部分の「三年、王師滅殷、殺武庚祿父」は、王國維『今本竹書紀年疏證』は『逸周書』作雒の「二年、又作師旅、臨衛政殷、殷大震潰、降辟三叔、王子祿父北奔」（訓讀は第二節（3）を参照）を踏まえるとする。<sup>(67)</sup>しかし『逸周書』作雒では祿父が「北奔」したとだけ記し、その後の生死については言及していないのに對し、『今

本竹書紀年』の方では「武庚祿父を殺す」としているなど、内容が一致しない。また反亂をおこして征伐の対象となったのは武庚祿父のみで、管叔らについては言及しておらず、かつその征伐の主體が成王であるとしている點は、西周金文や清華簡『繫年』に見える關連の記述と矛盾しない。

『今本竹書紀年』については、周知のように、從來は宋代以後に『史記』等の文獻を参照して作られた偽書であるとされることが多く、王國維『今本竹書紀年疏證』も各文の出典を調査し、その偽作であることを證明しようとした研究である。しかし近年では『今本竹書紀年』にも一定の史料的价值を認める研究者が増えつつある。<sup>(88)</sup>『今本竹書紀年』の「三監の亂」に關する記述が傳世文獻よりも出土文字資料に見える關連の記述に近いことは、この書が偽作ではない、あるいは偽作であるとしても、現存しない文獻からの引用など有用な史料を含んでいることを示す證左となる可能性がある。

ここで挙げた成王元年の條文のうち、「周文公出居于東」「秋、大雷電以風、王逆周文公于郊」は、明らかに金縢を踏まえたものである。<sup>(89)</sup>前者は第二節(2)で引用した居東の部分にあたり、後者はその續きで、秋の收穫を前に穀物が倒れ臥すなど異變がおこり、成王が金縢の書を読んで周公の忠誠を知り、悔恨するという部分である。現行本『尚書』金縢の該當部分を以下に引用する。

『尚書』金縢

王執書以泣、曰、「其勿穆卜。昔公勤勞王家、惟豫沖人弗及知。

今天動威、以彰周公之德、惟朕小子其新逆、我國家禮亦宜之。」王出郊、天乃雨、反風、禾則盡起。二公命邦人、凡大木所偃、盡起而築之。歲則大熟。

【王、書を執りて以て泣きて、曰はく、「其れ穆卜すること勿からんことを。昔公、王家に勤勞せしも、惟れ豫沖人知るに及ばざりき。今天、威を動かして、以て周公の徳を彰らかにす、惟れ朕小子其れ新ら逆へん、我が國家の禮も亦た之に宜し」と。王、郊に出づるに、天乃ち雨ふらし、風を反し、禾則ち盡く起つ。二公、邦人に命じ、凡そ大木の偃す所は、盡く起こして之を築かしむ。歲則ち大いに熟す。】

『今本竹書紀年』では「王逆周文公于郊」と、成王が郊に周公を出迎えたとしているが、(これを迎郊説と稱する) 現行の金縢では「王出郊」と曖昧な表現となっており、偽孔傳は「郊以玉幣謝天、天即反風起禾、明郊之是」【郊するに玉幣を以て天に謝すれば、天即ち風を反して禾を起こし、郊の是なるを明らかにす。】と成王が郊祭を行った意とし、(つまり「王出郊」は「王出でて郊す」と讀ませている)『尚書正義』もその解釋を承けている。(これを郊祭説と稱する)

『尚書大傳』卷四

周公疾曰、「吾死、必葬於成周、示天下臣於成王也。」周公死、天乃雷雨以風、禾盡偃、大木斯拔、國恐。王與大夫開金縢之書、執書以泣曰、「周公勤勞王家、豫幼人弗及知、乃不葬於成周而葬之於畢、

示天下不敢臣。」周公死、成王欲葬之於成周、天乃雷雨以風、禾盡偃、大木斯拔、國人大恐、乃葬周公於畢、示不敢臣也。

【周公疾みて曰はく、「吾れ死すれば、必ず成周に葬られ、天下に成王に臣たるを示さん」と。周公死するに、天乃ち雷雨するに風を以てし、禾盡く偃し、大木斯ち拔かれ、國恐る。王、大夫と金縢の書を開き、書を執りて以て泣きて曰はく、「周公、王家に勤勞するも、豫幼人知るに及ばず、乃ち成周に葬らずして之を畢に葬り、天下に敢へて臣とせざるを示さん」と。周公死し、成王、之を成周に葬らんと欲するに、天乃ち雷雨するに風を以てし、禾盡く偃し、大木斯ち拔かれ、國人大いに恐る、乃ち周公を畢に葬り、敢へて臣とせざるを示すなり。】

上に挙げた『尚書大傳』も郊祭説を採るが、ここでは前後の事情を補足し、秋の異變がおこった時には既に周公が没していたとする。『史記』魯周公世家などでも周公が没した後には異變がおこり、成王が郊祭を行ったとする。一方で鄭玄は『詩經』豳風・東山の鄭箋において「成王既得金縢之書、親迎周公」とコメントし、迎郊説を採る。(東山の鄭箋については第二節(2)での引用を参照)<sup>21)</sup>

しかし清華簡『周武王有疾周公所自以代王之志』では、この部分を「王乃出逆公至鄙(郊)」【王乃ち出でて公を逆へんとして郊に至る。】とし、成王が周公を郊で出迎えたとしている。これにより、少なくとも迎郊説が戦國期に遡ることになり、『今本竹書紀年』の記述もこれを承けたものである可能性がある。

以上をまとめると、『今本竹書紀年』の「三監の亂」に關連する部分については、戦國期に遡る文獻や解釋を反映している可能性があることになる。また武庚祿父の征伐と金縢を融合させている点でも興味深い。假に『今本竹書紀年』が偽書ではない、あるいは當該部分につき現存しない文獻などを引いているとしたら、同じく兩者の融合をはかった『尚書大傳』の先驅と位置づけられよう。

ただし金縢の「王出郊」に關する部分については、唐代の『尚書正義』が前述のように偽孔傳を承けて郊祭説を採用する一方で、南宋の蔡沈『書集傳』では「成王自往迎公」【成王自ら往きて公を迎ふ】とするなど迎郊説を採り、『今本竹書紀年』の解釋はあるいはこれを踏襲した可能性もある。また金縢の「居東」の解釋についても、『今本竹書紀年』では周公が成王を迎えられてから武庚祿父や奄の征伐が行われていることから避居説を採用しているようであるが、『書集傳』でもやはり避居説を採っている。このようになお疑問とする所もあり、『今本竹書紀年』の眞偽や史料的价值については、「三監の亂」に關する部分のみならず全般的な検討が必要となるが、それについては今後の課題としておくことにしたい。

【追記】本稿の内容に大きく関わると思われる研究として、本稿執筆後に李學勤「讀《繫年》第三章及相關銘文札記」(『出土文獻』第四輯、中西書局、二〇一三年一月)及び蘇建洲・吳雯雯・賴怡璇『清華二《繫年》集解』(萬卷樓圖書公司、二〇一三年一月)が發表された。



註

- (1) 清華大學出土文獻研究與保護中心編・李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡(貳)』(中西書局、二〇一一年)。以下、『清華簡(貳)』と略稱。同『清華大學藏戰國竹簡(壹)』(中西書局、二〇一〇年)。以下、『清華簡(壹)』と略稱)の前言では、清華簡は、盗掘によって香港に流傳していたものを、二〇〇八年に清華大學校友の趙偉國氏が母校に寄贈したものであるとする。清華簡の出現・收藏の経緯の詳細については、小澤賢二『清華大學藏戰國竹書考』(『中國天文学史研究』、汲古書院、二〇一〇年)を参照。
- (2) 釋讀にあたっては『清華簡(貳)』の注釋及び淺野裕一「史書としての清華簡『繫年』の性格」(淺野裕一・小澤賢二『出土文獻から見た古史と儒家經典』、汲古書院、二〇一一年)の訓讀を参照した。
- (3) 尿字は金文に見える尿字の譌變であり、纂と讀み、繼の意となる。宋華強『清華簡《繫年》“纂伐”之“纂”』(簡帛網、二〇一一年二月二日)などを参照。
- (4) この字の釋讀については諸説あるが、いずれも説得力に缺ける。本稿では取り敢えず『清華簡(貳)』第三章、注一三の釋讀を踏襲しておく。
- (5) 『清華簡(貳)』第三章、注五、李學勤『清華簡『繫年』及有關古史問題』(『初識清華簡』、中西書局、二〇一三年。初出『文物』二〇一一年第三期)など。
- (6) 白川靜『金文通釋』卷一上・第二輯三(『白川靜著作集 別卷』、平凡社、二〇〇四年。初出『白鶴美術館誌』、一九六二年)。
- (7) 『繫年』の「三監を殺す」については、『清華簡(貳)』第三章、注五及び李學勤前掲『清華簡『繫年』及有關古史問題』は、三監に屬する周人の官吏や軍士を殺害したと解し、王輝「二粟居讀簡記」(陝西歷史博物館館刊)第一九輯、二〇一二年)、一二九頁は、三監を殺したのは周公であると解し、それぞれ傳世文獻との調整をはかる。しかしこのような解釋は出土文字資料を傳世文獻の記述を證明するための道具とし、出土文字資料独自の史料の價值を無視する行為である。(特に王輝の解釋は『繫年』第三章に周公が見られず、無理がある。)こうした研究手法の問題点については、拙稿「西周祭祀儀禮研究の手法について―二重證據法と文化人類學的手法―」(『中國古代史論叢』五集、立命館東洋史學會叢書、二〇〇八年)を参照。
- (8) 吉本道雅『清華簡繫年考』(『京都大學文學部研究紀要』第五二號、二〇一三年)、一一頁。
- (9) 『清華簡(壹)』前言、三頁では、清華簡の年代はAMS炭素一四年代測定によると前三〇五±三〇年であるとす。『繫年』の場合は、最後の第二章に楚の悼哲王(悼王)の時代の事績が述べられているので、當然

それ以後の成書ということになる。

- (10) 陳夢家『尚書通論』(陳夢家著作集、中華書局、二〇〇五年)、九七頁では、書序の多くが『史記』に引用されていることから、その制作はおおむね前漢の武帝以前、おそらくは秦・漢の間であるとす。ただしここで問題にする大話の序については、『史記』では周本紀及び魯周公世家に引用されているが、魯周公世家で「管・蔡・武庚等果率淮夷而反。周公乃奉成王命 與師東伐、作大話」(管・蔡・武庚等果率淮夷而反。周公乃奉成王命 與師東伐、作大話)とあるなど、周公乃成王の命を奉じ、師を興して東伐し、大話を作る」とするなど、それぞれ現行の偽孔傳本『尚書』の大話の序と大辭が異なり、「三監」の語も使われない。このように現行本での書序と『史記』での引用文とが一致しないものについては、同書二七七―二七八頁では、その大部分が司馬遷によってもとの序文から書き改められたとする。李銳「由近年出土文獻論《尚書序》的有關問題」(清華大學出土文獻研究與保護中心編『清華簡研究(第一輯)』(『清華大學藏戰國竹簡(壹)』國際學術研討會論文集)、中西書局、二〇一二年等)は、出土文獻も参照しつつ、書序は先秦の文獻に基づいて成書されたと推測し、その成書年代の上限を戰國期まで遡らせる。そして大話の序については、本稿で問題とする清華簡『繫年』第三章の記述により、先秦の佚書に基づいたと推測する。本稿では取り敢えず陳夢家説に基づき、大話の序も前漢の武帝の頃までに成立していたと見ておくことにする。
- (11) 本稿では『尚書大傳』については『四部叢刊』本、すなわち陳壽祺輯校本より引用する。對應する卷數や各文の出典については同書を参照。
- (12) 杜勇「從三監看武王大分封的性質」(『人文雜誌』一九九九年第一期)、九一頁。
- (13) 顧頡剛「三監」人物及其疆地―周公東征史事考證之一―(『文史』第二二輯、一九八四年)・劉起鈞「周初的“三監”與鄘・衛三國及衛康叔封地問題」(『歷史地理』第二輯、一九八二年)。
- (14) 楊寬『西周史』(上海人民出版社、一九九九年)、一三〇頁・王玉哲『中華遠古史』(上海人民出版社、二〇〇〇年)、五〇三頁。
- (15) 顧頡剛前掲「三監」人物及其疆地―周公東征史事考證之一―、一一頁。
- (16) 李學勤前掲『清華簡『繫年』及有關古史問題』、一六頁。
- (17) 路懿函『從清華簡『繫年』看周初的“三監”』(清華大學出土文獻研究與保護中心網站、二〇一二年六月六日)。
- (18) ただし高似孫『史略』卷六ではこの部分を「惟十有三祀、王在管、管叔・蔡叔泉商之監。」と引用し、孫詒讓は後半部を「管叔・蔡叔泉殷三監」と校訂する。黃懷信・張懋鎔・田旭東『逸周書彙校集注』(修訂本)(上海古

- 籍出版社、二〇〇七年）、三六一～三六二頁を参照。
- (19) 『今本竹書紀年』については、本稿では方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯證』（修訂本）（上海古籍出版社、二〇〇五年）所收の王國維『今本竹書紀年疏證』より引用する。
- (20) 杜勇前掲「從三監看武王大分封的性質」、九一頁。
- (21) 路懿菡前掲「從清華簡『繫年』看周初的“三監”」。
- (22) 本書では金文を引用する際、中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、二〇〇七年修訂增補本。以下、集成と略稱）及び鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年。新收と略稱）の番號と斷代を付す。斷代については、林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽一』（吉川弘文館、一九八四年）に記載がある場合は、その斷代も付す。集成・新收の兩書に未收録の新出の器については初出誌・論文名を挙げ、初出誌における斷代を付す。また、一部吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、二〇一二年。吳鎮烽と略稱）所收の金文を引用した。
- (23) 甯地は、于省吾「利簋銘文考釋」（『文物』一九七七年第八期）などは、管叔の封地の管と解する。
- (24) 張亞初・劉雨『西周金文官制研究』（中華書局、一九八六年）、四九頁など。
- (25) 郭沫若「釋應監甗」（『金文叢考補錄』、『郭沫若全集考古編』第六卷、科學出版社、二〇〇二年。初出一九六〇年）・耿鐵華「關於西周監國制度的幾件銅器」（『考古與文物』一九八五年第四期）など。ただし應監甗については多くの研究があり、周初の三監の設置と関連づけ、應侯が應監を兼ねたとするなど様々な見解がある。これらの諸説については、河南省文物考古研究所・平頂山市文物管理局編『平頂山應國墓地』I上（大象出版社、二〇一二年）、三三七～三四一頁を参照。
- (26) 任偉『西周封國考疑』（社會科學文獻出版社、二〇〇四年）、二七四～二七八頁。
- (27) 徐銘「周初的監國方式探析」（『遼寧工程技術大學學報（社會科學版）』二〇一一年第四期）。
- (28) 杜勇前掲「從三監看武王大分封的性質」、九二～九三頁。
- (29) 杜勇前掲「從三監看武王大分封的性質」、九二頁では、『禮記』王制の例について、漢儒が秦漢の制によって周制に附會した謬説であるとする。
- (30) 劉起鈞前掲「周初的“三監”與邶・鄘・衛三國及衛康叔封地問題」・耿鐵華前掲「關於西周監國制度的幾件銅器」・伍仕謙「論西周初年的監國制度」（『西周史研究』、人文雜誌叢刊第二輯、一九八四年）。
- (31) 金文の「貯」ないしは「賈」字をめぐる論争については、趙誠『二十世紀金文研究述要』、書畫出版社、二〇〇三年、四六八～四七三頁を参照。
- (32) 松井嘉徳「西周の官制」（『周代國制の研究』、汲古書院、二〇〇二年。初出「西周官制研究序説」（『社會システム論集』第一號、島根大學法文學部社會システム學科、一九九六年）。
- (33) 河南省文物考古研究所等前掲『平頂山應國墓地』I上、三三八頁も、三監について臨時の需要によって設置されたものとする。
- (34) 馮宇を嘆詞として讀むことについては、武振玉『兩周金文虛詞研究』（綏裝書局、二〇一〇年）、二六〇～二六五頁を参照。
- (35) 張光裕「何簋銘文與西周史事新證」（『文物』二〇〇九年第二期）。この銘文の釋讀については、本號の「金文通解」を参照。
- (36) 本稿注（5）・注（6）を参照。
- (37) 王子聖觚に見える「王子聖」は、従來は「天子聖」と釋讀されていた。路懿菡「“泉子聖”與“王子祿父”」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一二年五月二五日）を参照。
- (38) 路懿菡前掲「“泉子聖”與“王子祿父”」。
- (39) 王輝前掲「一粟居讀簡記」、一二八～一三〇頁。
- (40) 彭裕商「周公攝政考」（『西周青銅器年代綜合研究』、巴蜀書社、二〇〇三年）、三九～四三頁及び彭裕商「《尚書・金縢》新研」（『歷史研究』二〇一二年第六期）。
- (41) 白川靜『金文の世界 殷周社會史』（『白川靜著作集』第五卷、平凡社、二〇〇〇年。初出平凡社東洋文庫、一九七一年）、三九頁。
- (42) 祝字を祝字と釋讀することについては、王子揚「甲骨文從“示”從“乚”的“祝”字祛疑」（中國社會科學院歷史研究所先秦史研究室網站、二〇一〇年二月一八日）を参照。
- (43) 陳夢家『西周銅器斷代』（陳夢家著作集、中華書局、二〇〇四年）、二八頁。
- (44) ただし魯周公世家では「管・蔡・武庚等果率淮夷而反。周公乃奉成王命、興師東伐、作大誥」とある。（訓讀は注（10）を参照）
- (45) 楊寬『西周史』（上海人民出版社、一九九九年）、一三四頁。
- (46) 白川靜前掲『金文の世界 殷周社會史』、三九頁。
- (47) 後述する避居説に沿って訓讀した。
- (48) このほか、『毛詩譜』幽譜や七月の鄭箋にも鄭玄の同様の見解が見られる。
- (49) 間島潤一「『金縢』解釋と周公避居」（『鄭玄と『周禮』—周の太平國家の構想—」、明治書院、二〇一〇年）、三四一～三四二頁。
- (50) 顧頡剛・劉起鈞『尚書校釋譯論』第三册（中華書局、二〇〇五年）、

一二三七頁。「邪」字の古文は邑に從い、焚の省聲、すなわち林の下に邑が付く形に作った可能性があり、その場合の字形は「楚」字に似ているとする。

(51) 『清華簡(壹)』。

(52) 劉國忠「清華簡《金縢》與周公居東的真相」《出土文獻》第一輯、中西書局、二〇一〇年・黃懷信「清華簡《金縢》校讀」《古籍整理研究學刊》二〇一一年第三期)・杜勇「清華簡《金縢》有關歷史問題考論」《古籍整理研究學刊》二〇一二年第二期)。

(53) 金城未來「清華簡『周武王有疾周公所以代王之志(金縢)』の思想的特質」《中國研究集刊》第五三號、二〇一一年)・楊振紅「從清華簡《金縢》看《尚書》的流傳及周公歷史記載的演變」《中國史研究》二〇一二年第三期)・彭裕商前掲「《尚書・金縢》新研」。

(54) 顧頡剛・劉起鈞前掲『尚書校釋譯論』第三冊、一二三七頁・金城未來前掲「清華簡『周武王有疾周公所以代王之志(金縢)』の思想的特質」を参照。

(55) 松本雅明「金縢篇の成立」《春秋戰國における尚書の展開》、風間書房、一九六六年)、二八六頁は、現行本『尚書』における金縢を泰誓・牧誓・武成などの武王の克殷を述べる諸篇と、大誥以下の成王・周公を中心とする諸篇とを結ぶ中間の一篇と位置づける。

(56) 余嘉錫著、古勝隆一・嘉瀬達男・内山直樹譯注『古書通例 中國文獻學入門』(平凡社東洋文庫、二〇〇八年)、二二〇～二二二頁など。

(57) 清華簡において『周武王有疾周公所以代王之志』は、『尚書』咸有一德に相當するとされる『尹誥』や『尚書』説命に相當するとされる『傅説之命』のほか、『逸周書』程寤・皇門・祭公(祭公之顧命)に相當するとされる諸篇や、『尚書』『逸周書』の諸篇と同様の體例を持つとされる『尹至』『保訓』『善夜』などの文獻とセットとなっており、その位置づけは現行本の『尚書』におけるそれと異なっていたと見られる。

(58) 顧頡剛・劉起鈞前掲『尚書校釋譯論』第三冊、一二五三頁。

(59) 松本雅明前掲「金縢篇の成立」、三〇五～三〇七頁。

(60) 屈萬里『尚書今注今譯』(臺灣商務印書館、一九六九年)、八四頁。

(61) この關字が管字に通じること、孫詒讓『墨子閒詁』(新編諸子集成、中華書局、一九八六年)、三九六頁を参照。

(62) 朱鳳翰「柞伯鼎與周公南征」《文物》二〇〇六年第五期)は、この『荀子』王制や新出金文の柞伯鼎の記述から、西周期に實際に周公による南征が行われたとするが、これは柞伯鼎の銘文の誤讀より生じた説である。木村秀海「柞伯鼎銘文の檢討」《佐藤武敏先生頌壽記念論叢》、『郵政考古紀

要』第五〇號、二〇一〇年)を参照。『荀子』王制に見える周公南征も説話に屬し、ただちに史實と結びつけられるものではない。

(63) 特に『墨子』耕柱の記述について、開島潤「前掲『金縢』解釋と周公避居」、三四一頁は、金縢の解釋として作られたものではないものの、金縢の影響を受けつつ個別に形成されたものであると指摘する。

(64) 「」内の語句は『四部叢刊』本すなわち陳壽祺輯校本の校注により補った部分である。

(65) 同じく前漢の武帝期前後に編纂された『淮南子』の泰族訓・要略訓にも、管叔・蔡叔が「公子祿父」を奉じて亂をおこしたという記述が見られる。

(66) 方詩銘・王修齡前掲『古本竹書紀年輯證』(修訂本、二四二頁)。

(67) 方詩銘・王修齡前掲『古本竹書紀年輯證』(修訂本、二四四頁)。

(68) 『竹書紀年』の眞偽をめぐる議論については、程平山「百年來《竹書紀年》眞偽與價值研究述評」《中國史研究動態》二〇一一年第六期)がまとめている。

(69) 『今本竹書紀年』の武王十四年の條にも「王有疾、周文公禱於壇墠、作金縢」【王に疾有り、周文公、壇墠に禱り、金縢を作る】とある。

(70) 後述する迎郊説に沿って訓讀した。

(71) 金縢の「王出郊」に關する解釋については、楊振紅前掲「從清華簡《金縢》看《尚書》的流傳及周公歷史記載的演變」がまとめている。

(72) 『清華簡(壹)』。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)

